

# サービスを利用したときには 費用の一部を負担します

■介護保険で利用できる在宅サービス費の額には上限があります（16 ページ参照）



■ケアプランに基づいて上限の範囲でサービスを利用した場合の自己負担

原則としてサービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）です。



■要支援・要介護認定を受けた方、または、総合事業の事業対象者となった方に「負担割合証」を交付します。

## ●介護保険負担割合証

利用している介護サービス事業所などに、介護保険証と一緒に、ご提示していただく必要があります。

## ●交付対象となる期間

負担割合証の有効期間は8月1日～翌年7月31日で、前年の所得によって決定し毎年更新されます。

負担割合が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者番号	0000000000
住所	000-0000 静岡県牧之原市〇〇〇〇
フリガナ	マキノハラ ハナコ
氏名	牧之原 花子
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 ○年○月○日 終了年月日 ○年○月○日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	牧之原市

## ■利用者負担割合の判定

割合	対象者	基準
3割	第1号被保険者（65歳以上の方）	本人の合計所得金額（※1）が220万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入+その他の合計所得金額（※2）」が340万円以上（2人以上の場合は合計が463万円以上）
2割	第1号被保険者（65歳以上の方）	本人の合計所得金額（※1）が160万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入+その他の合計所得金額（※2）」が280万円以上（2人以上の場合は合計が346万円以上）
1割	以下のいずれかに該当する場合は1割になります。 ①生活保護等受給者 ②本人が市民税非課税 ③本人の合計所得金額が160万円未満 ④本人の合計所得金額が160万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入+その他の合計所得金額（※）」が280万円未満（2人以上の場合は合計が346万円未満） ⑤旧措置入所者（平成12年4月1日以前から、市町村の措置によって特別養護老人ホームに入所している方） ⑥第2号被保険者（40歳から64歳までの方）	

※1…合計所得金額については、6ページ「保険料額を確認しましょう」の※2を参照してください。  
※2…その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得金額（雑所得）を差し引いた金額です。

■通所介護や短期入所サービス・施設サービスなどを利用するときは、食費・滞在費・日常生活費等が別に自己負担となります。

### (1) 通所介護等のサービス

$$\text{サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）} + \text{食費} + \text{日常生活費}$$

### (2) 短期入所生活介護・短期入所療養介護等のサービス

$$\text{サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）} + \text{食費} + \text{滞在費} + \text{日常生活費}$$

### (3) 施設サービスを利用した場合

$$\text{サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）} + \text{食費} + \text{居住費} + \text{日常生活費}$$

※(2)、(3)の食費・滞在費・日常生活費等の軽減については次ページ「介護保険負担限度額認定」参照